

# 不妊や不育で お悩みの方へ

## 京都市の支援事業のご案内

- ① 不妊症について ..... 1
- ② 不妊・不育相談について ..... 2
- ③ 一般不妊治療費等助成事業 ..... 3
- ④ 不育症治療費助成事業 ..... 4
- ⑤ 不育症検査費用助成事業（先進医療に限る） ..... 5
- ⑥ 助成事業に関するQ&A ..... 6
- ⑦ 助成事業申請先 ..... 7

# ① 不妊症について

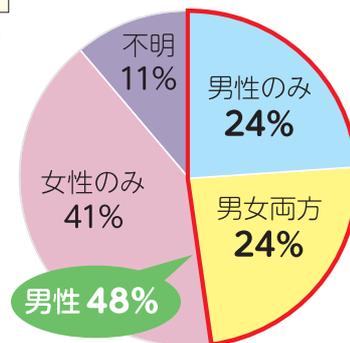
## 不妊症とは？

- 妊娠を望む健康な男女が避妊をしないで性交をしても、1年以上妊娠しない状態のことを言います。
- 不妊に悩む方は増えており、不妊症は誰にでも起こりうる身近なものです。

不妊を心配したことがある夫婦	39.2%
不妊の検査や治療を受けたことがある夫婦	22.7%

(出典：第16回出生動向基本調査(2021年、国立社会保障・人口問題研究所))

4.4組に1組は治療等を受けている



不妊原因の性別割合

(出典：WHO調査)

## 不妊症の原因は？

- 女性側だけに原因があると思われがちですが、約半数は男性側にも原因があると言われています。
- 女性は排卵障害や卵管の閉塞、子宮筋腫など、男性は精子を造る機能の障害などが挙げられ、原因は様々です。  
また、検査をしても原因が分からない場合もあります。

## 不妊に対する認識は？

- 男性不妊に対する理解は進んでいますが、依然として男性側が自身に不妊の原因があることを認識していない場合も多く見られます。
- 不妊はどちらか一方の問題ではありません。ふたりで協力し、支え合って、一緒に取り組むことが大切です。

## 不妊に悩まれている方へ

- 子どもを産む・産まない、不妊治療をする・しないといった妊娠・出産に係る選択は、当事者であるふたりがよく話し合っ決めて決めるものです。
- 不妊は早期に治療を始めることが重要です。妊娠を望んでいても妊娠しない状況が続く場合は、早めにくたいて一緒に検査を受けてみましょう。
- 不妊治療は精神的にも身体的にも負担が大きいものです。ひとりで抱え込まず、専門機関に相談することが大切です。

## 京都市で実施している助成事業について

本市では、治療を受けている方の経済的負担の軽減を目的として、その治療に要した医療費の一部を助成しています(詳しくは、P3~5をご覧ください)。

種類	対象となる治療	助成事業
一般不妊治療等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○健康保険が適用される次の不妊治療                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・タイミング療法や排卵誘発法、人工授精等の一般不妊治療</li> <li>・体外受精、顕微授精及び男性不妊治療(精子を精巣又は精巣上体から採取するために行う手術)</li> </ul> </li> <li>○先進医療に指定されている不妊治療</li> </ul>	P3
不育症治療	<ul style="list-style-type: none"> <li>○投薬やヘパリン注射などで、健康保険が適用される不育症治療</li> </ul>	P4
不育症検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国で先進医療として告示されている不育症検査</li> </ul>	P5

## 2 不妊・不育相談について

京都市では、不妊や不育等に関する悩みや不安のある方やご家族等を対象に、個別相談や交流会、匿名のメール相談を行っています。

いずれも治療の有無に関わらず利用でき、費用は無料です。

治療についての相談だけでなく、今抱えている様々な妊娠・出産に関する悩みや気持ちをゆっくり話してみませんか。

### 「すずらん相談」

助産師への個別相談です。

**日時** 毎月第1木曜・第3土曜日  
①午後2時 (45分間) ②午後3時 (45分間)

**対象** 京都市内に在住の不妊・不育等に悩みを持つ方やご家族

**開催方法** 来所による面接  
(木曜日はオンライン相談も可能です)

**開催場所** 面接の場合は、京都府助産師会館で実施します。  
(中京区西ノ京南両町33-1)

### 「すずらん交流会」

専門の講師による講話と同じ悩みを抱える方向士が交流できる会です。

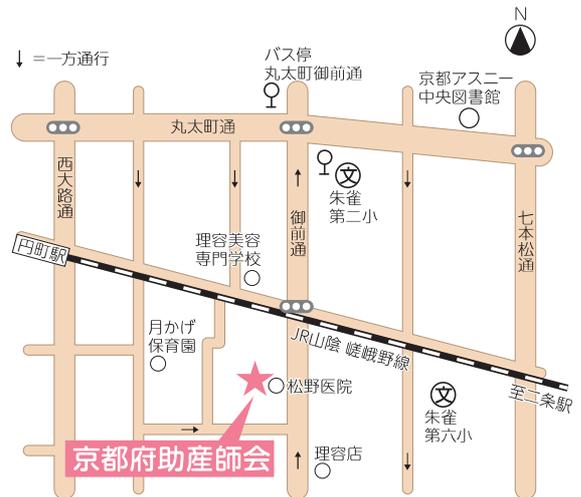
**対象** 京都市内に在住の不妊・不育等に悩みを持つ方やご家族 (交流会はご本人のみの参加となります)

※講話のテーマは各回で異なります。  
※お子様連れはご遠慮ください。

### 「市民公開講座」

不妊や不育等に関する講演会を開催しています。

**対象** 京都市内に在住又はお勤めの方



○JR山陰(嵯峨野)線  
円町駅下車 丸太町通を東へ徒歩7分

○市バス・京都バス  
丸太町御前通下車 御前通を南へ徒歩3分

※駐車場はありません。車でお越しの方は、近隣のコインパーキング等をご利用ください。

「すずらん相談」  
「すずらん交流会」  
「市民公開講座」  
の日程等の詳細は  
こちらから



京都市 不妊相談

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000173098.html>

### 「にんしんホットナビ」(匿名メール相談)

妊娠・出産に悩む人の気持ちに寄り添い、ご希望に応じて必要な情報を伝えたり、場合によっては別の相談窓口や続けてサポートが受けられるように適切なサービスをご紹介します。

**相談方法** パソコン・スマートフォン等からのメールによる相談

**対応者** 公益社団法人 京都府助産師会

メール相談は  
こちらから



にんしんホットナビ

<https://www.ninshin-hotnavi.com>

※すずらん相談等については、京都府助産師会に委託して実施しています。  
プライバシーは守られます。

# 3

## 一般不妊治療費等助成事業

### 対象となる治療

健康保険が適用される次の治療及び先進医療が対象となります。

- ・タイミング療法や排卵誘発法、人工授精等の一般不妊治療
- ・体外受精、顕微授精及び男性不妊治療（精子を精巣又は精巣上体から採取するために行う手術）

※「不妊症」と診断される前に受けた治療、検査等は対象となりませんので、ご注意ください。

### 対象となる方

(1)～(2)の要件をすべて満たす方が対象となります。

- (1) 京都府内の市町村に1年以上住所を有する夫婦（事実婚の方を含みます。）のうち、京都市内に住所を有している間に不妊治療を受けた方
- (2) 各種健康保険に加入している方であって、生活保護世帯に属していない方

### 助成金額等

京都市内に住所を有している間に受けられた治療に要した医療費の自己負担額の2分の1を助成します。ただし、助成額は1年度（4月1日～3月31日）の治療につき、おひとり当たり6万円(注)を限度とします。

(注) ・ただし、先進医療を伴う不妊治療に係る助成額については、1年度おひとり当たり10万円が限度となります。

・京都府内の市町村の同様の事業による助成金を含みます。

※当該年度分の助成対象かどうかは、治療が行われた日が基準となります。

※不妊治療費に対して高額療養費の支給や付加給付を受けられた（受けられる）場合は、その給付額を自己負担額から控除します。

### 申請期限

診療日の翌日から起算して1年以内です。

### 申請手続

お住まいの地域の区役所・支所保健福祉センター子どもはぐくみ室で受け付けます。

#### 必要書類

(1)～(3)については、各区役所・支所保健福祉センター子どもはぐくみ室に置いてあります。  
(京都市ホームページ「京都市情報館」でも印刷可能です。)

京都市 一般不妊

検索

#### (1) 一般不妊治療等医療機関等証明書

- ・事前に医療機関で必要事項についての証明を受けてください。
- ・院外処方（薬局での薬代）に対する助成を希望する場合は、薬局から証明を受けてください。

#### (2) 不妊治療費等（一般不妊治療・不育症治療等）助成金交付申請書

- ・加入している健康保険の種別等の記入が必要です。
- ・助成金を振り込む口座の記入が必要です。（申請者本人名義の口座に限る。）

#### (3) 事実婚関係に関する申出書（事実婚の方のみ）

- ・別世帯の場合は、「別世帯になっている理由」の記載が必要です。

#### (4) 高額療養費や付加給付の金額が記載された書類（コピー可）

- ・加入している健康保険から、今回申請する不妊治療費に対して高額療養費の支給や付加給付を受けられた（受けられる）場合は、その給付額等が記載された関係書類を併せて提出してください。

※治療期間が年度をまたぐ場合には、必要書類が2部必要となります。



### その他

- (1) 京都府内の市町村から京都市内へ転入された方で、同じ年度内の治療を対象として京都府内の市町村から「不妊治療費等助成金」を受けられた方は、窓口へお申し出ください。
- (2) 京都府外の医療機関で受けられた治療に要した治療費も助成の対象となります。

## 4 不育症治療費助成事業

### 不育症とは…

妊娠はするものの、流産や死産を繰り返して出産に至らない状態にあることを言います。

### 対象となる治療

健康保険が適用される治療及び不育症の原因を特定するための検査が対象となります。

※ただし、医療機関において不育症又は不育症のおそれがあると診断された方に限ります。

### 対象となる方

(1)～(2)の要件をすべて満たす方が対象となります。

- (1) 京都府内の市町村に1年以上住所を有する夫婦（事実婚の方を含みます。）のうち、京都市内に住所を有している間に不育症治療（検査）を受けた方
- (2) 各種健康保険に加入している方であって、生活保護世帯に属していない方

### 助成金額等

京都市内に住所を有している間に受けられた治療に要した医療費の自己負担額の2分の1を助成します。ただし、助成額は1回の妊娠につき、おひとり当たり10万円を限度とします。

※京都府内の市町村の同様の事業による助成金を含みます。

※不育症治療費に対して高額療養費の支給や付加給付を受けられた（受けられる）場合は、その給付額を自己負担額から控除します。

### 申請期限

診療日の翌日から起算して1年以内です。

### 申請手続

お住まいの地域の区役所・支所保健福祉センター子どもはぐくみ室で受け付けます。

#### 必要書類

(1)～(3)については、各区役所・支所保健福祉センター子どもはぐくみ室に置いてあります。（京都市ホームページ「京都市情報館」でも印刷可能です。）

京都市 不育症治療

#### (1) 不育症治療等医療機関等証明書

- 事前に医療機関で必要事項についての証明を受けてください。
- 院外処方（薬局での薬代）に対する助成を希望する場合は、薬局から証明を受けてください。

#### (2) 不妊治療費等（一般不妊治療・不育症治療等）助成金交付申請書

- 加入している健康保険の種別等の記入が必要です。
- 助成金を振り込む口座の記入が必要です。（申請者本人名義の口座に限る。）

#### (3) 事実婚関係に関する申出書（事実婚の方のみ）

- 別世帯の場合は、「別世帯になっている理由」の記載が必要です。

#### (4) 高額療養費や付加給付の金額が記載された書類（コピー可）

- 加入している健康保険から、今回申請する不育症治療費に対して高額療養費の支給や付加給付を受けられた（受けられる）場合は、その給付額等が記載された関係書類を併せて提出してください。

※治療期間が年度をまたぐ場合でも、1回の妊娠にかかるものであれば、必要書類は1部で構いません。



### その他

- (1) 京都府内の市町村から京都市内へ転入された方で、同じ妊娠期間内の治療を対象として京都府内の市町村から「不育症治療費等助成金」を受けられた方は、窓口へお申し出ください。
- (2) 京都府外の医療機関で受けられた治療に要した治療費も助成の対象となります。

# 5 不育症検査費用助成事業（先進医療に限る）

## 不育症とは…

妊娠はするものの、流産や死産を繰り返して出産に至らない状態にあることを言います。

## 対象となる治療

国で先進医療として告示されている不育症検査（保険適用外のもの）で、保険医療機関（※）で実施されているものが対象となります。

※厚生労働省ホームページ（先進医療を実施している医療機関の一覧）に記載されている医療機関で検査を受けていること。

令和5年3月1日現在、対象となっているのは次の検査です。

- ・流死産検体を用いた遺伝子検査（次世代シーケンサーを用いた流死産絨毛・胎児組織染色体検査）

## 対象となる方

(1)～(2)の要件をすべて満たす方が対象となります。

- (1) 申請時に京都市内に住所を有する方
- (2) 2回以上の流産又は死産の既往がある方

## 助成金額

1回の検査にかかる費用の7割に相当する額（千円未満の端数は切捨て）を助成します。ただし、助成額は1回の検査につき、6万円を限度とします。

※今後、新たに対象となる検査が追加された場合は、助成金額が変更になる可能性があります。最新の情報は京都市ホームページ「京都市情報館」をご覧ください。

## 申請期限

原則として、検査が終了した日の属する年度内です。

ただし、令和4年12月1日から令和5年3月31日の間に実施された検査に限り、令和5年9月29日まで申請可能です。

## 申請手続

お住まいの地域の区役所・支所保健福祉センター子どもはぐくみ室で受け付けます。

### 必要書類

(1)～(2)については、各区役所・支所保健福祉センター子どもはぐくみ室に置いてあります。  
(京都市ホームページ「京都市情報館」でも印刷可能です。)

京都市 不育症検査 先進医療

検索

#### (1) 不育症検査費用助成検査受検証明書

- 事前に医療機関で必要事項についての証明を受けてください。

#### (2) 不育症検査費用助成事業申請書

- 助成金を振り込む口座の記入が必要です。(申請者本人名義の口座に限る。)

#### (3) 医療費の領収書 (コピー可)



## 6 助成事業に関するQ&A

### 一般不妊治療費等助成事業

**Q 不妊治療を行う医療機関は、指定の医療機関がありますか。**

**A** 医療機関の指定はありません。助成事業の対象となる治療を実施しているかは、受診を検討している医療機関にお問い合わせください。

**Q 妻が治療を受けましたが、申請者は夫でも良いですか。**

**A** 申請者は、医療機関等証明書を受療者（不妊治療を受けた方）になります。また、助成金の振込口座の名義人も、申請者と同じ方になります。

**Q 夫婦それぞれが治療を受けている場合、夫婦まとめて申請して良いですか。**

**A** 上記のとおり、申請者は医療機関等証明書の受療者になります。夫が治療した分は夫の、妻が治療した分は妻のお名前でも、それぞれ申請してください。

**Q 保険適用外の治療についても対象になりますか。**

**A** 先進医療に指定されている治療を除き、助成対象になりません。また、体外受精や顕微授精等は令和4年4月から原則保険適用されますが、年齢制限や回数制限、混合診療のため保険適用外になる場合があります。その場合も、助成対象になりません。

**Q 年齢制限や回数制限、混合診療のため体外受精や顕微授精が保険適用外となっている場合、それらと併せて実施した先進医療は助成対象になりますか。**

**A** 先進医療の治療に要した費用のみ、助成対象となります。

**Q 体外受精や顕微授精を複数回行っている場合、一連の治療ごとに申請書及び医療機関等証明書を分ける必要がありますか。**

**A** 申請書及び医療機関等証明書のいずれも、治療年度が同じであれば、1部ずつで構いません。ただし、一連の治療の途中でも、治療が年度をまたぐ場合は、2部ずつ必要です（コピー可）。

**Q 助成回数に制限はありますか。また、1年度分をまとめて申請しないといけませんか。**

**A** 助成回数に制限はありませんので、必ずしも1年度分をまとめて申請する必要はありません。まとめて申請する場合は、申請期限が過ぎてしまわないよう注意してください。

**Q 領収書の提出は必要ですか。**

**A** 必要ありません。

**Q 高額療養費や付加給付を受けているかは、どうすれば分かりますか。**

**A** 高額療養費や付加給付は、所得や加入している健康保険によって、その金額や支給の有無、支給を受けるための手続方法、支給額の確認方法等が異なります。そのため、ご自身が加入している健康保険に確認してください。

### その他

**Q 助成金はいつ頃振り込まれますか。**

**A** 申請から概ね2~3か月後に、申請書に記載された口座に振り込みます。ただし、申請書類に不備等があった場合は、振込みが遅れることがありますので、ご了承ください。なお、振込みの1週間前を目処に決定通知書を郵送します。

**Q 助成を受けた場合、医療費控除は受けられますか。**

**A** 医療費の自己負担額から助成金額を差し引いた金額が、医療費控除の対象となります。詳しくは税務署にお問い合わせください。

**Q 京都市の助成事業以外で、不妊治療に関係する助成を受けられる制度はありますか。**

**A** 保険適用の回数制限のため体外受精や顕微授精等を保険適用外で受けた場合は、保険適用で受けた治療と通算して10回までの治療について、京都府が助成を行っています。また、体外受精や顕微授精等を受けるために要した交通費についても、京都府が助成を行っています。京都府の助成制度の詳細な内容については、京都府のホームページ等でご確認ください。

# 7 助成事業申請先

名 称	所 在 地	電 話 番 号
北区役所保健福祉センター 子どもはぐくみ室	603-8165 北区紫野西御所田町 56	075-432-1284
上京区役所保健福祉センター 子どもはぐくみ室	602-8511 上京区今出川通室町西入 堀出シ町 285	075-441-5119
左京区役所保健福祉センター 子どもはぐくみ室	606-8511 左京区松ヶ崎堂ノ上町 7-2	075-702-1114
中京区役所保健福祉センター 子どもはぐくみ室	604-8588 中京区西堀川通御池下る 西三坊堀川町 521	075-812-2543
東山区役所保健福祉センター 子どもはぐくみ室	605-8511 東山区清水五丁目 130-6	075-561-9350
山科区役所保健福祉センター 子どもはぐくみ室	607-8511 山科区榊辻池尻町 14-2	075-592-3247
下京区役所保健福祉センター 子どもはぐくみ室	600-8588 下京区西洞院通塩小路 東塩小路町 608-8	075-371-7218
南区役所保健福祉センター 子どもはぐくみ室	601-8441 南区西九条南田町 1-2	075-681-3281
右京区役所保健福祉センター 子どもはぐくみ室	616-8511 右京区太秦下刑部町 12	075-861-1437
京北出張所（保健福祉第二担当）	601-0292 右京区京北周山町上寺田 1-1	075-852-1816
西京区役所保健福祉センター 子どもはぐくみ室※	615-8083 西京区桂良町 1-2	075-381-7665
西京区役所洛西支所保健福祉センター 子どもはぐくみ室	610-1198 西京区大原野東境谷町二丁目 1-2	075-332-9195
伏見区役所保健福祉センター 子どもはぐくみ室	612-8511 伏見区鷹匠町 39-2	075-611-2391
伏見区役所深草支所保健福祉センター 子どもはぐくみ室	612-0861 伏見区深草向畑町 93-1	075-642-3564
伏見区役所醍醐支所保健福祉センター 子どもはぐくみ室	601-1366 伏見区醍醐大構町 28	075-571-6392

保健福祉センターの受付時間は平日午前9時から午後5時までです。

※西京区役所保健福祉センター子どもはぐくみ室は、西京区役所保健福祉センター別館にあります。ただし、今後、移転を予定しています（時期未定）。



京都市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

## 【発行所管課名】

京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課  
TEL 075-746-7625 FAX 075-251-1133

この印刷物は、不要になりましたら「雑がみ」としてリサイクルできます。  
京都市印刷物第043194号 令和5年3月発行